

議会運営委員会記録

令和5年3月17日（金）

開議 16 時 05 分

閉議 16 時 40 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、
串崎委員、小川委員、牛尾委員（代理：芦谷議員）

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

議 題

- 1 令和5年6月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1
- 2 重要案件の意見交換会の案件について 資料2
- 3 常任委員会が所管する事項の見直しについて 資料3
- 4 浜田市議会傍聴規則の見直しについて 資料4
- 5 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[16 時 05 分 開議]

布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。なお本日は牛尾委員が欠席のため、代理として芦谷議員が出席されている。なお、先ほどの本会議で村木委員が当委員会の委員として選任されたので、この委員会から出席される。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和5年6月浜田市議会定例会議の会議予定について

布施委員長

説明をお願いします。

河上局長

6月定例会議は、今回は条例と異なり6月16日開会とする。また、議会運営委員会、一般質問の通告締切についても都合により申し合わせのとおりではなく、日程案のとおりの日としたい。5月の委員会は新年度初回の委員会であるため、例年冒頭に着任された課長級以上の職員が自己紹介することとなっている。

布施委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

執行部はここで退席されるが、執行部から何かあるか。

総務部長

例年、税法の改正に伴う市税条例の改正と、地方債の調整等のための補正予算を3月31日付けで専決させていただく。今年度についても予定している。

布施委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席して構わない。

《 執行部退席 》

2 重要案件の意見交換会の案件について

布施委員長

このことについて、2月17日に3つの常任委員会へ案件の提出を依頼し、資料のとおり回答があった。総務文教委員会は、変更なし。福祉環境委員会は、障がい者支援についてを追加。産業建設委員会は、これまであった農業問題に林業を加え、また、観光についてを追加した。各委員会からの回答のとおりとしてよろしいか。意見があればお願いします。

(「なし」という声あり)

布施委員長

では案件をこのとおりとし、重要案件の意見交換会実施要領第2条第1項の意見交換会の案件を改正し、市議会ホームページも更新する。

3 常任委員会が所管する事項の見直しについて

布施委員長

11月24日の議会運営委員会において、各常任委員会における市長提出議案の付託件数や執行部報告事項、所管事務調査事項の件数を参考資料として示した。今回の資料は、令和5年3月定例会議までの議案や報告事項等の件数を追加したもの。

現在の常任委員の任期満了に合わせて、所管を見直すか、また見直す場合は所管する事項をどのように改正するか、会派の意見を集約したい。なお、この資料は付託議案や報告事項の件数だけを計上した資料であり、見直しをする場合は、各常任委員会において効果的・効率的に議案審査や市政の推進につながる政策提言に向けた調査ができるような所管を検討してほしい。

後ほど事務局から様式をメールで送付するので、会派代表者は5月31日までに意見の提出をお願いする。

なお、所管を見直すこととなった場合には、委員会条例の改正が必要となる。このことについて、意見・質問等あるか。

(「なし」という声あり)

では次に移る。

4 浜田市議会傍聴規則の見直しについて

布施委員長

説明をお願いする。

河上局長

(以下、資料をもとに説明)

布施委員長

会派から説明があれば。山水海。

(「なし」という声あり)

布施委員長

超党みらいは。

(「なし」という声あり)

布施委員長

公明クラブは。

柳楽副委員長

外とうとえり巻も最近の言葉とは違うかと思う。

また、高齢者など上着を着ていないと寒い場合もあるかと思うので、着用については見直しては。

布施委員長

この場で意見を集約するか、会派に持ち帰るか。

三浦委員

各会派から出された意見がかぶる部分もあるので、ここで集約されたらよいのでは。

布施委員長

では、第3条の傍聴の手続きの「及び年齢」を削ることでよいか。

(「なし」という声あり)

ではそのようにする。次に、傍聴席に入ることができない者は、山水海と超党みらいから出ているが。

小川委員

山水海の意見は、恐らく子どもの権利の視点から出されたのではないか。原則傍聴席に入ることができないというのは問題があるの

- ではないかということで、少し柔軟に、小学生以下の場合は議長の許可を得た上として、原則入ることができないのは見直すべきではないかということでまとめた。
- 布施委員長 山水海も削除という意味合いで上げているが、削除してよいか。
(「はい」という声あり)
ではそのようにする。次に、第6条(2)について、山水海の提案のとおりでよろしいか。
(「はい」という声あり)
ではそのようにする。次に(4)は三つの意見がある。山水海は、帽子は頭のけがなど事情があれば議長が着用を許可すると。超党みらいは。
- 小川委員 外とうやえり巻は、最近でいえばコートや防寒服、マフラー等。傍聴席は空調の関係で寒いときがあると思うので一律禁止はどうか。帽子も委員長が言われることもあるが、議長の許可を得るといった、そこまで厳しくする必要はあるのかと思うが、議場ではふさわしくないのか。方針としては、議長の許可を得て理由があればよいという程度でよいのでは。
- 布施委員長 帽子だけを許可する意見があるが、公明クラブはどうか。
柳楽副委員長 帽子を日常的にかぶっている高齢者は多い。議員だと先ほどの治療中などというのであれば必要かもしれないが、傍聴者で帽子を規制するのは必要ないのではと考えた。議長の許可も不要かと思うが皆の意見を聞きたい。
- 布施委員長 会派でも話をしたが、習慣的にか会議の場で帽子を取るのはある。会派の中では議長の許可があればよいのではとなった。帽子についてはよいとするか。
- 川上委員 議長の判断となっているので、特段こだわる必要はないと思う。変える必要はないのでは。
- 柳楽副委員長 議長の判断となった場合に、かぶっておられる方にとってくださいと言うのか、初めから帽子をかぶる申し出をしてもらい許可するのか。
- 布施委員長 傍聴規則なので最低限のルールは示さないか。この規則は文書などでお知らせしているのか。
- 下間次長 傍聴の受付の際に注意事項をお渡ししている。
柳楽副委員長 私個人の意見なので、皆の思いを確認したかった。
布施委員長 では、傍聴人の守るべき事項(4)は、外とう、えり巻は削除し、帽子については、議長の許可を得たときを除くとしてよろしいか。
(「はい」という声あり)
では、文言は調整するかもしれないが、そのようにする。
次に、超党みらいは(7)を削除するという事か。
- 小川委員 例えば、傍聴しているときに質疑に関してスマートフォンで検索

するなどは機器の使用になるかと思うが、今の時代はある程度認めざるを得ないのではないか。そのように携帯電話の使用そのものは緩和する必要がある。(7)は削除したほうがよいが、携帯電話での通話は遠慮していただくということ。

布施委員長
三浦委員

山水海は。

基本的には通話を想定して、音声を発する機器を使わない。発光する装置、フラッシュなどは使わないということ。ほかの自治体の事例も踏まえてこのようにした。携帯電話のカメラは盗撮防止で音が鳴るが、それも気になるので、そういった音声を発する機器は使わない。

布施委員長

超党みらいも同じ部分がある。二つを合わせて、わかりやすいよう文言を整えることとしてよろしいか。

(「はい」という声あり)

では、第7条について。超党みらいから意見が出ているが。

小川委員

原則公開で、写真撮影も可とされているが、その使用法については個人の記録用にとどめてもらい、加工して発信すると問題が起こることもあるので。写真撮影は原則認めるが、その部分のルールが必要ではないか。

発光装置のことは前条に入っているのでよい。

布施委員長

現在写真撮影は可として、それ以上の個人の使用だとかの規定はない。ここまで踏み込んでいくか。

川上委員

傍聴に来られる方は、情報収集もあると思うので、個人の記録にとどめることは難しいと思う。現状でよいのでは。

布施委員長

ほかの会派はどうか。第7条で規定しているので現状でよいとの意見もあるが、超党みらいは、それで調整できるか。

小川委員

現行でよい。

布施委員長

では、改正せず現行のとおりとする。

皆から意見をいただき、以上のとおりまとめた。文言等は多少変わるが、趣旨は聞いたので改正していきたい。

5 その他

布施委員長

市議会ホームページへの陳情書の掲載に関して市民から意見をいただいた。

内容は、令和4年9月に審査した陳情書がホームページに掲載されていないため情報が不足し、議会での議論の内容がよく理解できない状態になっている。議会で話し合っている内容を分かりやすく伝える広報機能が欠けている状態のため、今からでも掲載してほしい、掲載しないならその理由を説明してほしいというもの。

陳情書の取扱いや公開については、これまで議論を重ね、12月定例会議からは新たに決定したルールのもとに陳情審査やホームペー

ジへの公開などを行っている。令和4年9月に審査した陳情に限らず、ホームページに掲載していない過去の陳情については、現在の陳情書取扱基準を適用しておらず、また公開に当たっての黒塗りなどに関する整理もされていない。そのため過去にさかのぼっては、ホームページに掲載しないこととしたいと考えているが、皆から意見があるか。

(「なし」という声あり)

では、過去の陳情書のホームページ公開はしないこととする。なお、開示請求があった場合には、開示する文書となるので、条例等に基づいて対応する。

ほかにあるあるか。

笹田議長

改選前の1年間と、改選後1年間の議会や委員会の状況を出したので、今後の議員活動等に生かしていただきたい。

布施委員長

所管委員会の中で見直しをすべきものなど前向きに考えて、委員会ごとの開催の状況もあるので、会派の中で情報共有していただき、また意見を求めていきたい。

笹田議長

自分が気になるのは、議案数に対して議案質疑が半減したこと。しかし、一般質問は増えているので、皆しっかり質問されていると感じる。委員会別の状況は、所管の見直しの参考にもなるかと思う。

布施委員長

皆、何かあるか。これは参考までに示した数字。見直すことがあれば、今後意見を聞いていきたい。

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

次回は、6月8日、10時から全員協議会室で開催する。本日の内容については、会派で共有をお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[16 時 40 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司